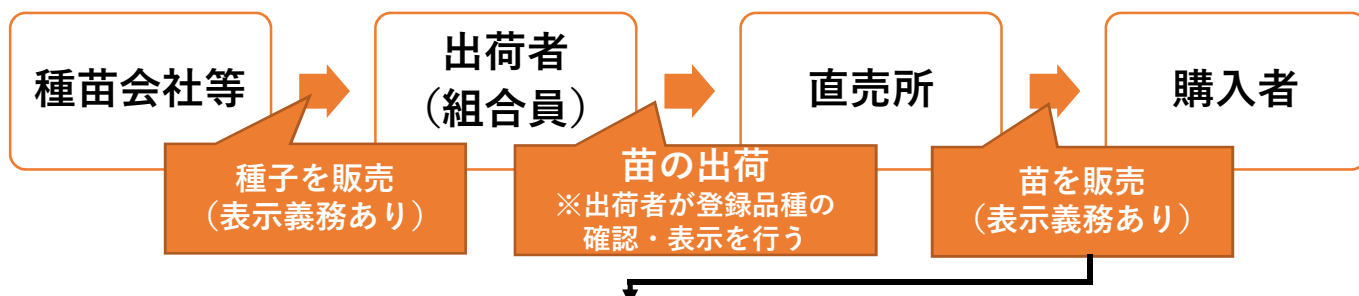


4月より登録品種の種苗を 販売する場合、表示が義務化されます

努力義務であった「登録品種である旨」の表示が、令和3年4月1日から法的義務となり、違反者には10万円以下の過料が課せられる場合があります。

出荷者が種苗を直売所で販売する場合は確認しましょう（想定される例）



<直売所で想定される手順>

① 出荷者が種苗を販売する際、直売所はその販売する種苗が登録品種か否か、必ず出荷者に確認しましょう。

※出荷者が登録品種か否か分からないと言う場合は、出荷者に種苗を購入した種苗会社等に確認をお願いする（登録品種の種苗を販売する種苗会社も表示義務を負っているため、出荷者は確認可能）。

② 登録品種の場合、販売する苗のポット・包装・シール等に、登録品種であることの表示を、出荷者が付して販売するようお願いしましょう（表示方法は以下を参照）。



登録品種であることの表示方法（※一般品種は表示不要）

種苗の販売時に①～③の表示のいずれかを、種苗又はその種苗の包装に付す必要があります。店頭にまとめて掲示する方法は認められません。

- ① 「登録品種」の文字
- ② 「品種登録」の文字 及び その「品種登録の番号」
- ③ **PVPマーク**（「**PVP**」、「**PVP**」等）

【義務表示の例】

ノウリンイエロー（登録品種）

上記①の例

品種名：ノウリンイエロー（この品種は品種登録されています）
品種登録番号:999999

上記②の例

ノウリンイエロー



上記③の例

販売の際の種苗・包装、販売のための広告の際の表示義務

店頭販売する種苗又は種苗の包装、また、種苗のカタログやカタログを兼ねた注文票等、インターネットサイト販売時等にも必要事項の適切な表示が必要です。